

札幌市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会設置要綱

令和3年3月18日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すうえで、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）」において成果目標として位置付けられた、保健、医療、福祉関係者による協議の場（以下「協議の場」という。）を設置するために、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、保健や医療、福祉等の精神障がい者を支援する関係者、精神障がい当事者やその家族等が一堂に会し、医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的に連携する支援体制、いわゆる「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、情報を共有し、意見の交換を行う。

(名称)

第3条 協議の場の名称は、札幌市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会とする。

(組織)

第4条 協議の場は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 相談支援関係者
- (3) 居住支援関係者
- (4) 地域福祉・高齢福祉関係者
- (5) 精神障がい当事者及びその家族
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員

(8) その他、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(臨時委員)

第7条 市長は、必要とあると認めるときは臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第8条 協議の場に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議の場を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第9条 協議の場に参加する者又は参加していた者は、正当な理由がなく、協議の場に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(謝礼)

第10条 札幌市は、委員に対し、協議の場への参加につき1回あたり1人12,500円の謝礼を支払う。

(庶務)

第11条 協議の場の庶務は、事務局（札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び札幌市精神保健福祉センター）において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。